

環境配慮促進法の施行状況の 評価・検討に関する報告書

平成 21 年 3 月

中央環境審議会総合政策部会

環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会

(目次)

1. 今回の環境配慮促進法の評価・検討の趣旨	1
2. 特定事業者による環境報告書の作成公表義務と信頼性向上の努力	3
3. 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上	6
4. 環境報告書の審査等を行う者の審査体制の整備等	13
5. 国による中小企業者の環境配慮等の状況の公表への支援	15
6. 各省各庁及び地方公共団体による環境配慮等の状況の公表	18
7. 国による環境報告書の利用促進措置	21
8. 事業者による製品等に係る環境情報の提供、国による環境情報利用促進措置	23
9. 環境に配慮した投資の促進	27
10. 終わりに	35

1. 今回の環境配慮促進法の評価・検討の趣旨

(1) 環境配慮促進法とは

環境配慮促進法（平成 16 年法律第 77 号 正式名称：「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」）は、事業者と様々な関係者との間の重要なコミュニケーション手段である環境報告書の普及促進、信頼性向上のための制度的枠組みを整備し、環境報告書を社会全体として積極的に活用していくこと、その他環境情報の提供・利用の促進を通じ、事業者の積極的な環境配慮の取組を促進するための条件整備を行うことを目的として、平成 16 年 6 月に成立し、平成 17 年 4 月に施行された。

環境配慮促進法においては、

- 環境報告書の記載事項、特定事業者による環境報告書の作成公表の義務付け、環境報告書の審査における遵守事項、民間事業者による環境報告書の公表努力等の、環境報告書に関する制度的枠組みに関する事項
 - 国等による環境配慮等の状況の公表に関する事項
 - 製品等に係る環境負荷低減に関する情報の提供、環境情報の利用の促進
- に関して規定が設けられている。これらの措置を通じ、国民や事業者が投資や商品等の購入を行う際に、事業者の環境配慮の状況を考慮するよう促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することを狙いとしている。

(2) 環境配慮促進法の施行状況の評価・検討について

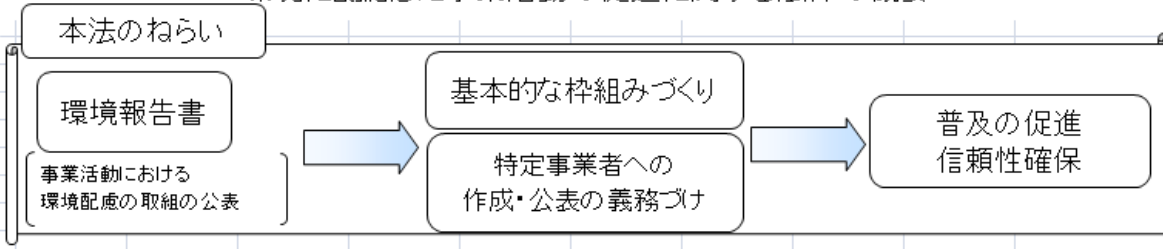
環境配慮促進法附則第 4 条においては、「政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、環境報告書の公表の状況その他のこの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」とされている。

本小委員会は、環境配慮促進法の施行から 3 年が経過したことを踏まえ、法附則第 4 条に基づき、法の施行状況について評価を行い、評価結果について 2. 以下のとおりとりまとめた。

環境配慮促進法の施行により、環境報告書の作成が促進され、それが、環境コミュニケーションの促進のみならず、各企業内における環境マネジメントの改善にもつながっているものと考えられる。

本報告書は、前半部分は環境情報の作成・公表とその信頼性向上を中心として、後半部分は環境情報の利用促進に力点を置いて作成されている。投資や商品購入等の際の環境配慮の促進を通じ、事業者の環境配慮を促進するという法の趣旨を実現するためには、環境情報の作成・公表のみならず、活用の促進が重要である。環境情報のなお一層の開示やその正確性・信頼性を高めることはもちろん、それだけでなく、開示された環境情報を社会がいかに活用していくかにも力を尽くすべき段階に至っているものと考えられる。

図表1 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の概要



法律の骨子

1. 総則（目的・国等の責務）

（第1条～第5条）

○事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにし、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境保全についての配慮が適切になされることを確保する

2. 国等による環境配慮等の状況の公表

（第6条～第7条）

○国は、その環境配慮等の状況を毎年度公表
 ○地方公共団体は、その環境配慮等の状況を毎年度公表するように努める

3. 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

（第8条～第11条）

環境報告書の記載事項等（第8条）

○主務大臣は、事業者、学識経験者等による協議会等の意見を聴いて、環境報告書の記載事項等を定める

環境報告書の公表等（特定事業者）（第9条）

○特定事業者は環境報告書を作成し、毎年度公表
 ○特定事業者は記載事項等に従って環境報告書を作成するように努めるほか、自己評価を行うこと又は第三者審査を受けること等によりその信頼性を高めるように努める

* 特定事業者＝特別の法律によって設立された法人のうち、国の事務又は事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模等の事情を勘案して政令で定めるもの

環境報告書の審査における遵守事項（第10条）

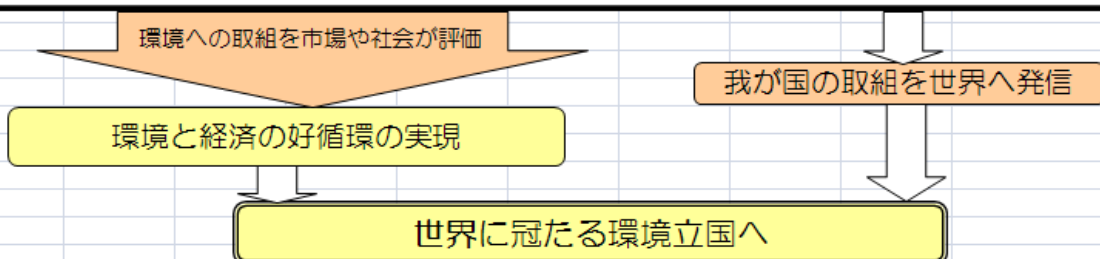
○環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において審査を行うよう努めるとともに、審査の公正かつ的確な実施を確保するために、必要な体制整備等を図るよう努める

環境報告書の公表等（民間の事業者）（第11条）

○大企業者は、環境配慮等の状況の公表を行うよう努めるとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、作成した環境報告書等の信頼性を高めるように努める
 ○国は、中小企業者に対して環境配慮の状況の公表の方法に関する情報を提供

4. 環境情報の利用の促進等

（第13条）



2. 特定事業者による環境報告書の作成公表義務と信頼性向上の努力

(1) 環境配慮促進法の規定

○特定事業者による環境報告書の作成公表義務

- ・ 「特定事業者」は、毎年度終了後 6 ヶ月以内に、環境負荷を示す数値を含めた環境報告書を作成し、公表しなければならないこととされている（法第 9 条第 1 項）。
- ・ 特定事業者とは、特別の法律によって設立された法人であって、国の事務事業との関連性の程度、組織の態様、環境負荷の程度、事業活動の規模その他の事情を勘案して政令で定めるもの（法第 2 条第 4 項）である。
- ・ 特定事業者について環境報告書の作成公表が義務付けられている趣旨は、国に準ずる位置付けである特定事業者について、率先垂範の観点から環境報告書の作成を義務付けることにより、民間事業者に環境報告書の作成及び公表等の取組が波及すること等を期待することである。

○特定事業者による環境報告書の信頼性向上の努力

- ・ 特定事業者は、環境報告書を公表するときは、法第 8 条第 1 項に基づき定められる「記載事項等」(※)に従ってこれを作成するよう努めるほか、自ら環境報告書が「記載事項等」に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査を受けることその他の措置を講ずることにより、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとされている（法第 9 条第 2 項）。

※「記載事項等」…主務大臣（環境大臣ほか 8 大臣）は、法第 8 条第 1 項に基づき、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行その他の事情を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（＝「記載事項等」）を定めることとされている。この「記載事項等」は、特定事業者のみならず、環境報告書全般を対象としたものであるが、特定事業者に対しては、「記載事項等」に従って作成するよう努めることとされている。「記載事項等」としては、環境配慮の方針、主要な事業内容・対象とする事業年度、環境配慮の計画、環境配慮の取組の体制、環境配慮の取組の状況、製品等に係る環境配慮の情報、環境規制への対応、利用者等との間の意見交換等が項目として規定されている。

(2) 施行状況

○特定事業者の指定状況

- ・ 特定事業者としては、独立行政法人、国立大学法人等の特別の法律によって設立された法人について、法第 2 条第 4 項の要件に従い、現在 88 の法人が政令により指定されている。

○特定事業者による環境報告書の作成公表義務の実施状況

- すべての特定事業者が、年度終了後6ヶ月以内に、環境負荷の数値を含む環境報告書を作成・公表しており、法第9条第1項に基づく義務を実施している。

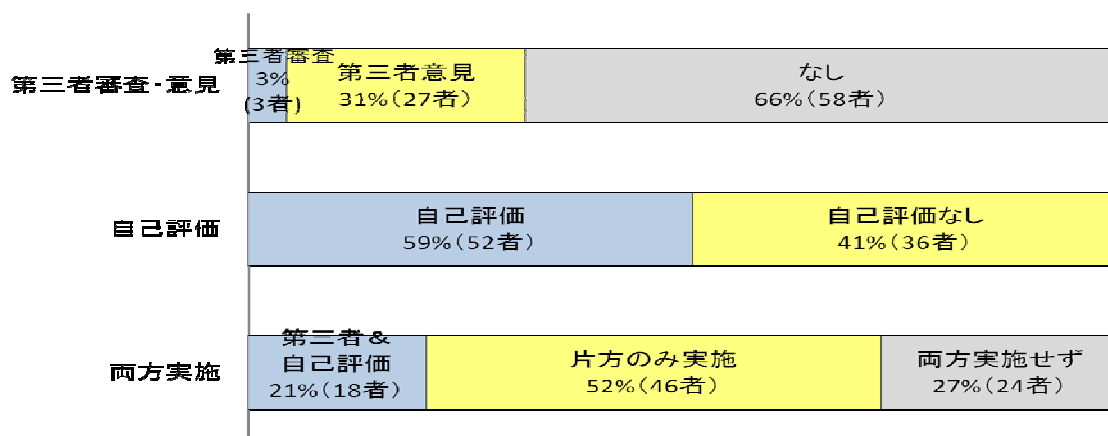
○特定事業者による環境報告書の信頼性向上の努力①…「記載事項等」に従った記載

- 特定事業者の環境報告書における「記載事項等」の記載状況について調査を行ったところ、「記載事項等」に定める事項は概ね記載されていた。事業活動に伴う環境負荷に係る数値については、エネルギー使用量、CO2排出量、紙使用量、水使用量、廃棄物排出量、化学物質使用量等、データを豊富に盛り込む特定事業者も多く見られた。環境報告書に関し地域住民や学生等からアンケートを取るとともに結果をフィードバックするといった利用者とのコミュニケーションの取組を行っている特定事業者も見られた。千葉大学のように、学内の環境マネジメントシステムの一環として環境報告書の作成を位置付け、環境マネジメントシステムの強化に環境報告書の作成公表を役立てるとともに、学生主体で環境報告書を作成する仕組みとすることにより、社会において即戦力となる人材を育成する実務教育に活かすという積極的な取組をしているという例もみられた。
- その一方で、対象となる組織範囲の記載がない、環境配慮の目標及びその達成に向けた取組計画の記載が明確でない、マネジメント体制・運営方法の記載が不十分、利用者とのコミュニケーションの記載がない、といった例もみられた。また、環境負荷に係る数値の記載はあるものの、事業活動の性格から考えて、より多くの種類の数値の記載が望ましいと考えられる例も見られた。

○特定事業者による環境報告書の信頼性向上の努力②…報告書の審査（自己評価や第三者審査等）

- 特定事業者は、自己評価や第三者審査等により、環境報告書の信頼性を高めるよう努めることとされている。88法人中、第三者審査を受けているのは3法人(3%)、第三者意見をを受けているのは27法人(31%)、自己評価を行っているのが52法人(59%)である。また、自己評価と第三者審査又は第三者意見の両方を実施しているのは18法人(21%)、どちらも実施していないのは24法人(27%)である。

図表2 特定事業者による環境報告書の信頼向上措置の実施状況



(3) 今後の取組・施策について

- 環境報告書を作成・公表するためには、毎年度、自らの環境配慮の方針、計画、取組体制、取組状況等に関する情報を収集するとともに、その評価を行うことが必要となるため、特定事業者による環境報告書の作成・公表は、特定事業者における環境に配慮した事業活動の促進に役立っているものと考えられる。
- その一方で、対象となる組織範囲の記載がない、環境配慮の目標及びその達成に向けた取組計画の記載が明確でない、マネジメント体制・運営方法の記載が十分でない、事業活動の性格から考えてより多くの種類の環境負荷の数値の記載が望ましいといったケースに関しては、こうした点が不十分なままでは事業活動における環境配慮のPDCAサイクルが進まない可能性があることから、環境マネジメントシステムの的確な構築・運用と併せ、改善が望まれる。
- 環境報告書が社会においてより一層活用されるためには、その信頼性の向上を図ることが必要である。信頼性向上のための措置としては、第三者審査、第三者意見及び自己評価があるが、これらのいずれも実施していない特定事業者が 24 法人（27%）あり、いずれかの実施により信頼性向上を図ることが望まれる。この点については、特定事業者について第三者審査の受審を義務付けるべきとの意見もあった。
- 環境省は、毎年、優秀な環境報告書等の表彰を行う「環境コミュニケーション大賞」を通じて、環境報告書の作成・公表の促進を図っており、その中で「環境配慮促進法特定事業者賞」という部門を設け、特定事業者による環境報告書の質の向上を促しているところであるが、引き続き、この表彰制度を通じ、特定事業者による環境報告書の質の向上に努めていくべきである。
- 環境省は、各特定事業者の環境報告書をウェブ上で比較可能かつ一覧的に見ることができるような環境報告書データベースの提供を通じ、特定事業者の作成する環境報告書の活用の促進を図るべきである。さらに、環境報告書のデータベースにおいては、温暖化対策や化学物質管理などの取組事例を閲覧できるようにすることも検討すべきである。
- 環境省は、各特定事業者による環境報告書の信頼性向上措置の実施状況を一覧化して公表することを通じ、その実施の促進を図るべきである。

3. 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上

(1) 環境配慮促進法の規定

○ 大企業者は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように努めるとともに、その公表を行うときは、記載事項等に留意して環境報告書を作成することその他の措置を講ずることにより、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとされている（法第 11 条第 1 項）。

※「大企業者」については、「中小企業者以外の者をいい、特定事業者を除く」とされている。

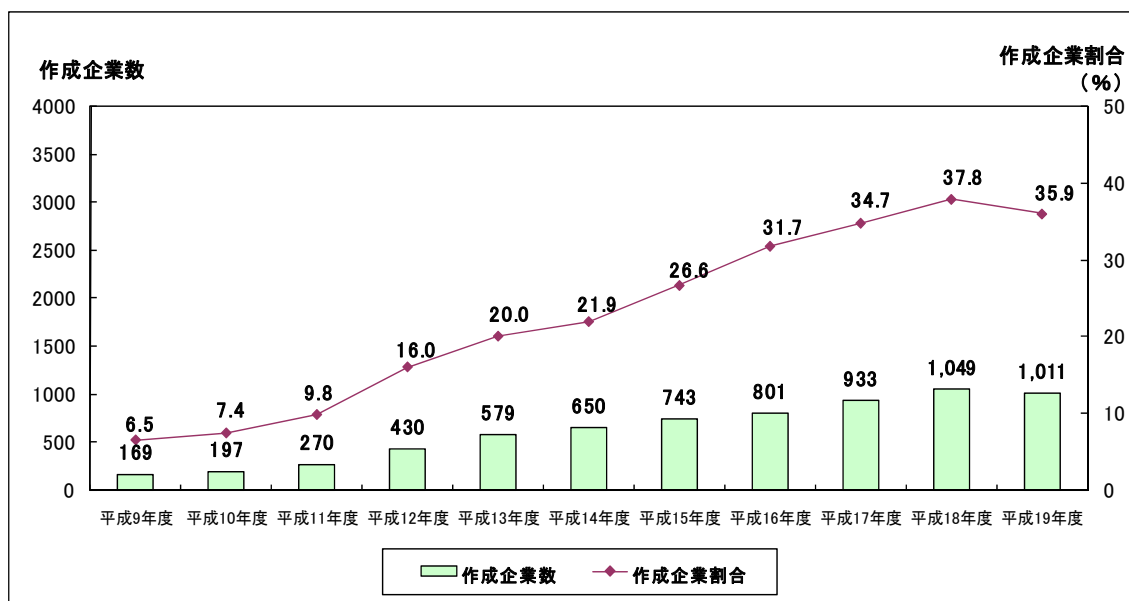
※「環境配慮等の状況」…①環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動 及び ②環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動 の状況をいう（法第 2 条第 1 項）。

(2) 施行状況

○大企業者による環境配慮等の状況の公表（努力義務）

- ・ 環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」¹によれば、上場企業及び従業員 500 人以上の非上場企業における環境報告書の作成割合及び作成数は、環境配慮促進法施行前の平成 16 年度に比べ、平成 19 年度の方が増加している（作成割合：31.7%→35.9%、作成数：801 社→1,011 社）。
- ・ ただし、平成 18 年度から平成 19 年度にかけては、作成割合・作成数ともにやや減少しており（作成割合：1.9%減、作成数：38 社減）、今後の動向を注視する必要がある。

図表 3 環境報告書作成企業の割合及び作成数の推移



¹ 平成 20 年度においては、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部・2 部上場企業 2,516 社及び従業員数 500 人以上の非上場企業 3,968 社、合計 6,484 社を対象とし、各社の平成 19 年度における取組についてアンケートを実施。有効回答数は上場企業 1,151 社（回収率 45.7%）、非上場企業 1,668 社（回収率 42.0%）

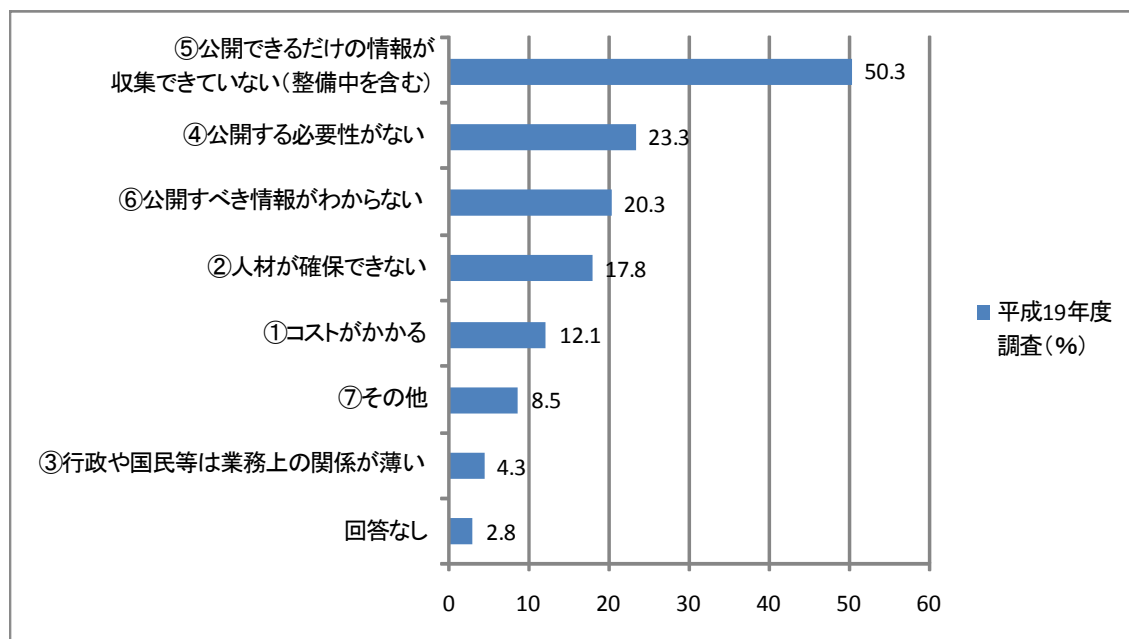
図表4 環境報告書作成企業の割合及び作成数の推移（上場・非上場別）

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
上場	件数	386	450	478	510	570	590	562
	%	29.9	34.0	38.7	45.3	47.0	51.8	48.9
非上場	件数	193	200	265	291	363	459	449
	%	12.0	12.2	17.0	20.8	24.6	28.0	26.9
合計	件数	579	650	743	801	933	1049	1011
	%	20.0	21.9	26.6	31.7	34.7	37.8	35.9

※ %は各年度の有効回答数に対する割合

- 一方、環境に関する情報を公開していない企業に対し、情報を公開していない理由について聞いたところ、図表5のような回答状況であった（環境省「環境にやさしい企業行動調査」）。情報収集ができていない(50.3%)を始め、人材確保(17.8%)、コスト(12.1%)など、情報公開に係る手間・負担を理由とする回答が多かった。また、公開すべき情報がわからない(20.3%)という意見も多かった。

図表5 企業が環境に関するデータ、取組等の情報を公開していない理由



- また、環境省が、環境報告書を活用する側である SRI ファンドマネージャー・アナリストに、企業による環境情報開示・環境報告書に関する意見を聞いたところ、例えば以下のような回答があった。
 - 環境報告書、CSR 報告書ともに、こういった取組をやっているかということの羅列になっているが、どこまでその取組が浸透しているか、本業の中にしっかり組み込まれた取組なのか、という点を知りたい。
 - 環境に対する経営者の理念がどの程度なのかを、最も重視している。全体として信頼に足るのか、納得感があるのか。実現可能な方針か、共感できる方針か。シス

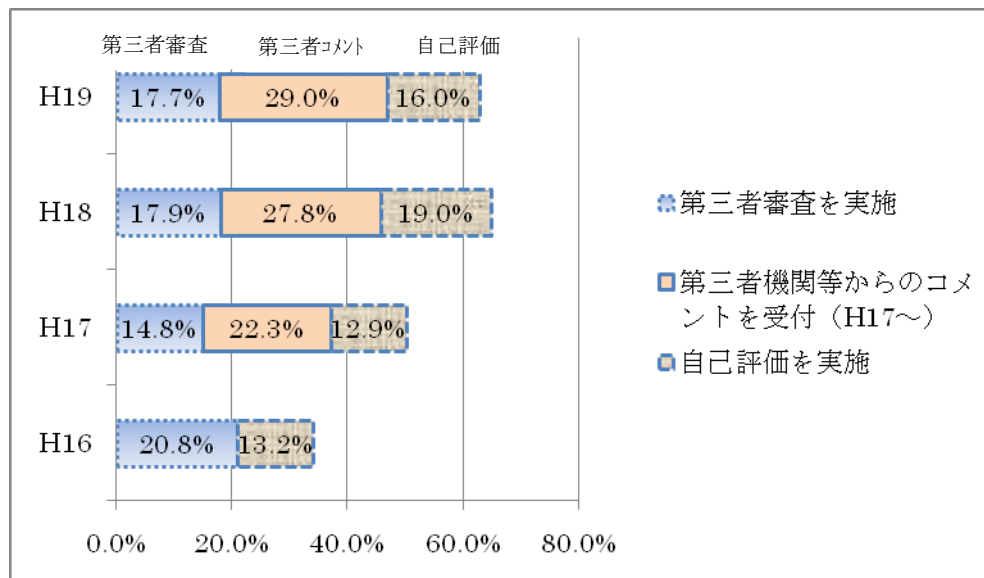
テム取得にしても、そこに経営者の心があるのかないかを重視する。

- ▶ 各社基準が異なるため、企業間の横比較が難しい。異業種間は無論のこと、同業種であっても比較が難しい。また、同一業種であっても、データの連続性について十分に配慮されていないことがある。
- ▶ 横比較可能な情報が共有できれば、多様なステークホルダーの利用が進み、社会にとっても有用である。
- ▶ 環境については他社との比較が難しいため、過去の推移を見るしかない。取組の持続可能性が大事であり、その期だけ見てもあまり価値はない。
- ▶ 環境報告書、CSR 報告書など企業の発信する情報量が多すぎる。コンパクトにまとめる方がよい。詳細なデータが必要な部分、ビジュアルにわかりやすい部分に分けて、もっと使いやすくしてほしい。数ページでエッセンスだけはわかる等の改善が必要だ。
- ▶ 何か悪いことが起こった場合に、ネガティブ情報についても積極的に開示してほしい。

○大企業者による環境配慮等の状況に関する情報の信頼性向上（努力義務）

- ・ 信頼性向上のための取組については、第三者審査、第三者機関等からのコメント、自己評価を合わせて、実施企業の割合が平成 16 年度の 34%から、平成 19 年度には 62.7%と大幅に増加しており²、取組の進展が見られる（環境省「環境にやさしい企業行動調査」）。

図表 6 企業による環境報告書の信頼性向上のための措置の実施状況



- ・ また、いわゆる古紙偽装問題の発生を受け、こうした問題を引き起こした製紙会社が環境報告書においてどのように説明責任を果たしているかについても、主な製紙会社に関して調査を行った。各社とも、トップメッセージとしての謝罪と、古紙

² 「第三者機関等からのコメント」という質問項目は、平成 17 年度に新設したもの

偽装問題を巡る経緯、原因の分析及び再発防止策について記載を行っていた。ただし、これらの環境報告書に対する第三者意見としては、例えば「消費者との接点が少ない素材産業という宿命もあり」といった記述について反省が足りないとの指摘もなされている。

(3) 今後の取組・施策について

- 本小委員会における議論においては、大企業による環境報告書の作成・公表を進めるとともに、比較可能性を高めるためには、環境報告書の作成・公表の義務付けを行うべきではないかとの意見も出された。これに対しては、環境報告書の作成目的は企業によって消費者向け、取引先向け、社員向けなど多様化してきているとともに、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度といった制度も整備されてきていることから、目的に応じた情報開示について議論をすべきであり、一律に環境報告書作成を義務付けるべきではないといった意見が出された。
- 環境配慮促進法の制定時の中央環境審議会意見具申「環境に配慮した事業活動の促進方策の在り方について」（平成 16 年 2 月）においては、「取組の推進は、まさに事業者自らの意識の向上と自主的な努力で行われるべき」、「行政の役割は、こうした観点に立って民間の活力を積極的に活かし、事業者の創意工夫による自主的積極的な取組を最大限促進するような枠組みを整備することにある」とされている。
- 大企業者による環境報告書の作成・公表の割合については、前述のとおり、平成 19 年度においてはやや減少しているものの、法施行前に比べ増加しており、今回の評価に当たっては、企業による環境報告書の自主的な作成・公表の取組の促進に期待することが適当である。
- ただし、環境配慮促進法案の国会提出に先立ち平成 16 年 1 月に表明された(社)日本経済団体連合会の「環境立国のための 3 つの取り組み」においては、「すでに日本経団連の会員企業でも 300 社以上が環境報告書等を策定・公表しておりますが、日本経団連は 3 年倍増をめざして、さらに多くの企業が環境報告書や CSR 報告書などの策定・公表に取り組むよう、会員企業・団体に呼びかけるとともに、その動きをフォローアップしていきたいと考えております」とされている。日本経団連による 2007 年 8 月のアンケート調査によれば、回答企業 483 社の約 65%に相当する 316 社が環境報告書等を公表しており、約 12%の 60 社が 2 年以内の作成を予定しているとされているが、平成 16 年 1 月の「環境立国のための 3 つの取組」を踏まえ、より一層の作成・公表の促進と適切なフォローアップの実施が望まれる。
- また、小委員会においては、利用者の側に立って環境報告書の活用を促進していくためには、環境報告書の比較可能性の向上が必要との意見も出された。比較可能性には、同一事業者における経年変化に係る比較可能性と、異なる事業者間での比較可能性がある。
- 前者の同一事業者における経年変化については、環境報告書における情報の記載は、単年度のものだけでなく、当該事業者における経年変化が比較できるよう記載することが望まれる。前年と比較して著しい数値の変動があった場合には、その理由を説明

することが望ましい。

- 後者の異なる事業者間での比較については、事業者の事業特性や業態によって環境負荷の状況が異なるという課題はあるものの、比較可能性の向上に向けた取組が行われることが望ましい。まず、測定・算定方法を明記すること、業界等で合意した共通の算定手法を用いること、対象とする組織の範囲（バウンダリ）を明示することといった努力がなされることが前提となる。その上で、例えば、業界平均値等の比較のベースとなる数値を自社の数値に併記する等の工夫も有効と考えられる。環境省の「環境報告ガイドライン」は、こうした比較可能性向上のための取組についても要求しているところであり、「環境報告ガイドライン」に沿った取組がより一層広がることが望まれる。
- さらに、比較可能性を高めるためには、事業活動に伴う環境負荷に係る主要な指標（総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、廃棄物等総排出量、化学物質排出・移動量等）について環境報告書における記載を義務付けるべきとの意見も出された。これに対しては、業種によって何が主要な環境負荷指標であるかは異なるとともに、業種によってはコストが分かってしまう懸念があるなど、慎重な検討が必要との意見もあった。また、環境負荷に係る主要な指標について記載を義務付けることとする場合には、併せてそれらの指標に関して第三者審査を義務付けるとともに、審査機関に審査責任を負わせるべきとの意見もあった。
- 現在、環境報告ガイドラインにおいては、すべての事業者に通じて重要性があると考えられる記載すべき項目（「記載する情報・指標」と、必要に応じて記載することが望ましい推奨項目（「記載することが期待される情報・指標」）を区別しているところであるが、さらに、比較可能性の向上を促進するため、環境負荷に係る指標のうち特に記載の必要性が高い特定の指標については、その旨を環境報告ガイドラインにおいて明示すべきである。
- 環境報告書の作成目的や策定の段階は企業によって様々であるが、特に作成の経験を積んだ大企業にあっては、環境報告ガイドラインに示した項目や情報を盛り込んだ、質の高い環境報告を行うことが望まれる。また、環境報告書の作成を始めたばかりの企業やこれから環境報告書の作成を行う企業については、環境報告ガイドラインを参考に、可能なところから段階的に取り組むことが望まれる。
- 最近では、環境・CSRに関する重要性（Materiality）の高い課題を特定して重点的に報告したり、ステークホルダーとの対話を積極的に取り入れたりするなど、優れたコミュニケーションの工夫のある環境報告書等も増えており、更に多くの事業者がそのような面での質の向上に取り組むことが期待される。一方で、環境報告書からCSR報告書へと拡張する際、全体のページ数との兼ね合いで、社会性情報が含まれる分だけ環境に関する情報量が削減されかねないという危惧もある。社会性情報が増えることで環境情報が減らないよう、留意することが必要である。
- また、古紙偽装問題のようなコンプライアンス上の問題を発生させた企業は、環境

報告書等において、経緯と再発防止策を明らかにして、社会に対する説明責任を果たす必要があり、環境報告書の作成に当たってはこうした点にも留意することが必要である。

- 第三者審査、第三者意見、自己評価等の信頼性向上措置を実施する割合については増加傾向にあり、今後とも、環境報告書の活用の促進を図るため、信頼性向上措置のより一層の実施が望まれる。KPMG による各国売上高上位 100 社に係る調査によれば、我が国は、環境報告書等の発行割合は世界で最も高いが、第三者審査の割合は非常に低いということにも留意すべきとの意見もあった。
- 環境報告書の「信頼性」について、正確性（記載情報が正確であること）及び網羅性（重要な情報が漏れなく記載されていること）の2つから成ると定義すると、第三者審査は、正確性と網羅性の両方を保証するものである。第三者意見は、正確性とは関係なく、重要な情報の網羅性等について意見が述べられることが多い。自己評価は、正確性と網羅性の両方をチェックするものであるが、あくまで自己チェックである。一般的には、信頼度の高さは、第三者審査、第三者意見、自己評価の順と考えられるが、その順番でコストもかかることとなる。いかなる信頼性向上措置が適切であるかは、環境報告書作成の成熟度、環境報告書作成の目的、ステークホルダーとの関わり方等によって異なり、また、複数の方法を組み合わせることも有効と考えられる。環境省は、信頼性向上措置の適切な実施を促進するため、いかなる場合について、いかなる信頼性向上措置をとることが望ましいか、それぞれの措置の組合せを含め、考え方を示すことを検討すべきである。
- 信頼性向上措置としての第三者意見については、現状では何ら基準やガイドラインがないため、その実情は千差万別である。第三者審査とは異なるため、厳格な基準を設けることにはなじまないが、環境報告書の読者をミスリードしないよう、何らかの施策が必要か否か、検討する必要がある。また、第三者審査については、費用の低減に努めてほしいとの意見もあった。
- 環境省は、(財)地球・人間環境フォーラムと共同で、平成9年度から、毎年、「環境コミュニケーション大賞」を実施し、優れた環境報告書等を表彰しているが、こうした表彰制度は、環境報告書の作成促進と質の向上に効果を上げている。毎回、400以上の応募の中から、環境報告書部門、エコアクション21による環境活動レポート部門、テレビ環境CM部門のそれぞれについて、優秀なものを表彰している。近年は、同じ企業が複数回受賞する傾向が見られるなど、大企業における環境報告書の作成については一定の質の向上が図られてきていると考えられるため、今後の環境コミュニケーション大賞においては、環境報告書作成の裾野拡大を目指し、中小企業の受賞機会の拡大を図るべきである。また、地球温暖化、生物多様性、信頼性向上など、特定の課題に光を当てて環境報告書の審査・表彰を行うことにより、特定の課題に係る企業の取組促進を図るといった方策も考えられる。また、環境報告書部門の審査に当たっては、第三者審査を受けることにより信頼性向上を図っているかを重視すべきである。なお、環境コミュニケーション大賞について、複数回受賞した企業への表彰であ

る「マイスター賞」の復活や、過去 3～5 年程度の継続的な環境保全の取組を評価・表彰する仕組みの創設を求める意見もあった。

- 企業が環境情報を公開していない理由として、「公開すべき情報がわからない」との回答が多く存在したことから、環境省は、環境報告書作成の実務的な手引きである「環境報告ガイドライン」のより一層の普及に取り組むべきである。
- また、環境報告ガイドラインについて、事業者にとって分かりやすい（ポイントを押さえる、環境報告書の作成コストが大きくなりすぎないようにする等）ものであるとともに、環境報告書等が読者にとって分かりやすいものとなるようなガイドラインであるよう、検討を進めていくべきである。また、アカウントビリティを高め、開示項目・内容を増やすほど、一般の人に分かりにくくなり、コミュニケーションがとりづらくなるという面があるため、例えば、ウェブ上でアカウントビリティを果たすためのデータを網羅し、紙の報告ではそのうち重要なものを載せるといった、開示方法の工夫に関するガイドラインが必要ではないかとの意見もあった。
- さらに、環境報告書の作成・公表のより一層の促進を図るためには、環境報告書を作成・公表した者に対するインセンティブの付与（例：入札の参加資格について、環境報告書の作成・公表など、企業の環境配慮を考慮するグリーン入札制度の導入）についても、今後、検討していく必要がある。

4. 環境報告書の審査等を行う者の審査体制の整備等

(1) 環境配慮促進法の規定

- 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、環境報告書の審査の公正かつ的確な実施を確保するために必要な体制の整備及び環境報告書の審査に従事する者の資質の向上を図るように努めるものとされている（法第 10 条）。

(2) 施行状況

- 法第 10 条を踏まえ、「環境報告書等の審査手法を示し、審査の公平性、透明性、独立性、信頼性を確保するとともに、効率的・有効な審査を実現することで、環境報告書等の信頼性向上に寄与することを目的として」、環境報告書の審査業務を行っている機関が共同して、平成 17 年 6 月に「日本環境情報審査協会」が設立された。さらに、同協会は、サステナビリティ報告書の増加を踏まえ、平成 19 年 8 月に有限責任中間法人「サステナビリティ情報審査協会」（以下「協会」という。）となっている。
- 協会は、以下の業務を行っている。
 - ① 審査機関及び審査人の認定・登録、倫理及び品質管理に関する業務
 - ・ 審査機関の認定については、公平性を確保する体制、必要な専門知識・実務経験を有する十分な数の審査人を有すること、品質管理の実施、他の業務活動との区分管理等の要件について審査を行った上で、認定が行われている。また、認定後においても定期的なレビューが行われている。現在、8 機関が審査機関としての認定を受けている。
 - ・ 審査人の認定については、協会が実施する必要な知識に関する研修及び試験を経て、実務経験を含む一定の要件を満たすことによって行われる。必要な知識としては、①経営に関する知識、②CSR に関する組織の経営問題とその対応策に関する知識、③社会・経済・環境に関する条約及び国内法令に関する知識、④地球環境、人間社会及び組織の持続可能性に関わる経済的、社会的、環境的な問題とその対応策に関する知識、⑤審査・監査に関する知識とされている。
 - ② 審査に関する基準等の策定
 - ・ サステナビリティ情報審査実務指針を策定している。
 - ③ 環境報告書等の登録に関する業務
 - ・ 審査機関が審査した証となるマークの使用及びマークが付与された環境報告書・サステナビリティ報告書の登録に関する業務を行っている。
 - ・ 審査・登録マークの付与件数は、2006 年：20 件、2007 年：30 件、2008 年：27 件。
 - ④ 審査人の研修に関する業務
 - ・ 環境報告書・サステナビリティ報告書の審査に必要となる知見を修得するための研修に関する業務を行っている。
- 協会は、審査・登録マークの付与を受けるメリットについて、以下のとおりとしている。

- ・信頼性のある環境報告書等と受け止められる。また、マーク付与により視認性が高まる。
- ・内外の投資機関や格付け機関等で高く評価されることが期待できる。SRI ファンドへの組入れ可能性が高まる。
- ・社内の環境意識が向上し、環境管理のレベルアップ、環境リスクの把握が期待できる。

(3) 今後の取組・施策について

- 環境報告書が社会において活用され、投資や商品購入に当たって事業者の環境配慮の情報が考慮されるようになり、これにより事業者の環境配慮の取組が促進されるという好循環を形成するためには、環境報告書の信頼性のより一層の向上が必要である。そのためには、特に大企業においては、環境報告ガイドラインや GRI サステナビリティ・レポート・ガイドライン等の一般に公正妥当と認められる環境報告書の作成基準に準拠し、環境負荷に係る主要な指標等が、その算定方法やバウンダリ等を明示しつつ環境報告書に分かりやすく記載され、比較可能性の向上が図られるとともに、作成基準に定められた項目のうち事業者及び環境報告書の想定利用者にとって重要な環境情報³が漏れなく記載され、かつ、環境負荷に係る主要な指標が一定の水準以上の正確性を有しているかについて、第三者の審査を経ることが望ましい。特に、環境報告書の作成企業が 1000 を超え、大企業においては環境報告書を発行することが一般化している現状にあっては、単に環境報告書を発行するだけでなく、ステークホルダーの意思決定に役立つような環境報告書であることが望ましい。
- そのためには、環境報告書を作成する企業の側の努力が必要である一方、環境報告書の審査機関の側においても、質が高く効率的で、低廉な費用での審査の実施等により、信頼性を高め、また、利用者と協力していく努力が求められる。
- また、環境報告書の第三者審査のより一層の促進を図るためには、現在、サステナビリティ情報審査協会により自主的に行われている環境報告書の審査機関の認定・登録について、何らかの公的な位置づけを付与することにより、その信頼性のより一層の向上を図ることについても、環境教育法（環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）やグリーンツーリズム法（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律）における登録制度等も参考としつつ、今後、制度の在り方について検討することが必要である。その際、認定・登録を受けていない機関が審査ができなくなることを防ぐよう、留意すべきである。

³ ①報告対象期間及び報告対象組織、②事業の概況、③事業活動における環境配慮の方針又はトップコミットメント、④環境に関する規制の遵守状況（重要な違反の有無）、⑤事業活動に伴う環境負荷（総エネルギー投入量、水資源投入量、温室効果ガス排出量、廃棄物等総排出量、化学物質排出・移動量等） 等

5. 国による中小企業者の環境配慮等の状況の公表への支援

(1) 環境配慮促進法の規定

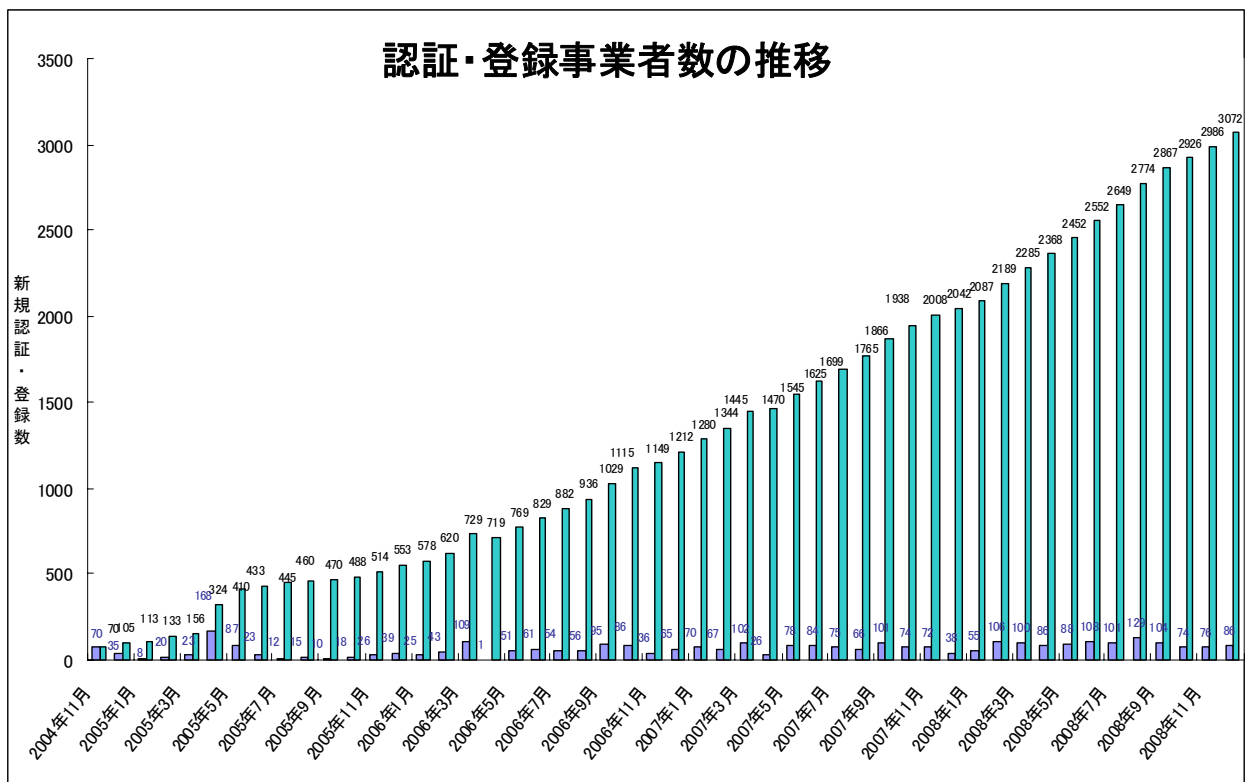
- 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずることとされている（法第 11 条第 2 項）。

(2) 施行状況

- 環境省は、中小事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」のガイドラインを策定している。ガイドラインに基づく認証・登録制度の運用は、(財)地球環境戦略研究機関持続性センターが実施している。ガイドラインにおいては、企業の環境経営に真に必要な事項のみを盛り込み、環境負荷の把握や環境対策の自己チェックが簡単にできるような工夫を行っている。
- エコアクション 21 の特徴は、環境マネジメントシステム、環境保全の取組（少なくとも CO2 排出量、廃棄物排出量、水使用量の削減に向けた取組）、環境報告の 3 要素を統合したガイドラインであること。企業は、エコアクション 21 に取り組むことにより、環境活動レポートの作成・公表を行うことができる。
- エコアクション 21 の認証・登録事業者数は、2008 年 12 月現在で 3,072 事業者。2008 年においては、月平均約 85 事業者のペースで増加している。

図表 7 エコアクション 21 の認証・登録事業者数の推移

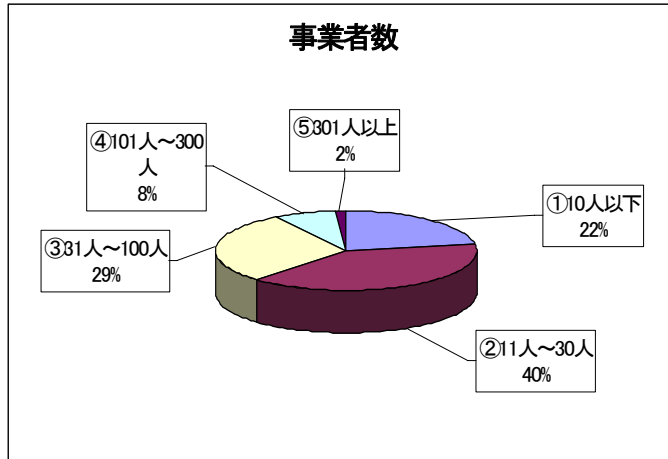
(資料：(財)地球環境戦略研究機関持続性センター)



- エコアクション 21 の認証・登録事業者のほとんどが、従業員 300 人以下の企業となっている。

図表 8 エコアクション 21 の認証・登録事業者（従業員規模別）

（資料：（財）地球環境戦略研究機関持続性センター）



- 環境省は、「エコアクション 21」の認証・登録促進のため、エコアクション 21 の認証を取得した者又は取得が見込まれる者を対象に、認証を取得するために必要な資金や、認証を取得する上で掲げた環境目標を達成するための設備資金・運転資金について、日本政策金融公庫が低利融資を行う制度を財政投融資要求し、平成 20 年度から実施されている。

(3) 今後の取組・施策について

- エコアクション 21 の認証登録数は順調に伸びてはいるが、中小企業全体に占める割合は未だ小さく、より一層の裾野拡大が望まれる。
- このため、エコアクション 21 の中央事務局である（財）地球環境戦略研究機関持続性センターは、エコアクション 21 地域事務局や地方環境事務所等と協力しつつ、全国各地でセミナーを開催するなど、普及啓発を実施しているところであるが、エコアクション 21 の認証取得のメリットの PR も含め、こうした普及啓発活動を一層強化すべきである。特に、都道府県により、認証登録数にかなりばらつきがあるため、認証登録数の少ない都道府県においても認証登録が進むよう、エコアクション 21 地方事務局、地方公共団体、環境省・地方環境事務所等とも連携しつつ、取り組むべきである。
- また、エコアクション 21 の裾野を拡大する上では、市区町村のイニシアティブの下、域内の多くの事業者が一斉にエコアクション 21 に取り組む自治体イニシアティブが効果を上げているが、こうした取組を促進するためにも、市区町村自身によるエコアクション 21 の取得を促進することが望ましい。
- エコアクション 21 に基づく中小企業の環境保全の取組に係る情報は、他の中小企業が環境保全に取り組むに当たっての参考となるものと考えられる。現在、エコアクション 21 に基づく各企業の環境活動レポートは、エコアクション 21 中央事務局のウ

ウェブサイトにおいて公開されているが、他の企業等によるこれらの情報のより一層の活用が図られるよう、環境省は、環境報告書に関するポータルサイトにおいて、エコアクション 21 に基づく各企業の環境活動レポートについても紹介すべきである。

- また、エコアクション 21 は、2004 年に策定されたが、その後 4 年が経過し、課題も指摘されているところである。例えば、要求事項と推奨事項が混在しわかりにくい、当該事業者のサイト内の環境負荷削減のみならず製品・サービスのライフサイクル全体を通じた環境負荷の低減が求められるようになってきている、生物多様性への対応が明確に規定されていない、前提となっている各種ガイドライン（事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン等）の改訂を踏まえた修正が必要といった指摘がなされている。このため、より使いやすく、効果的なものとするために現在進められているエコアクション 21 の改定に当たっては、こうした課題への対応も行うべきである。また、企業により準備や対応等の状況は様々であることから、要求事項の管理・公表から推奨事項の管理・公表に向け、無理なく段階的に環境経営を進められるよう、配慮すべきである。

6. 各省各庁及び地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

(1) 環境配慮促進法の規定

- 各省各庁の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされている（法第6条）
- 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとされている（法第7条）。

(2) 施行状況

- 国による環境配慮等の状況の公表
 - ・ 政府の環境政策の実施状況については、環境白書・循環型社会白書において毎年度公表されている。
 - ・ また、政府の通常の経済主体としての活動における取組については、まず、地球温暖化対策推進法第20条の2に基づき、政府は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画（政府実行計画）を策定するとともに、毎年1回、政府実行計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないこととされている。政府実行計画においては、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス総排出量の削減に係る数値目標を掲げるとともに、それを達成するための具体的措置が定められており、具体的措置のうち公用車の燃料使用量、用紙使用量、電気使用量、エネルギー供給施設の燃料使用量、上水使用量及び廃棄物の量に関しては、具体的な数値目標が掲げられている。また、各府省も、政府実行計画に基づき、各府省の実施計画を定めている。
 - ・ この政府実行計画の実施状況については、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会によりフォローアップがなされ、公表されている。この実施状況の公表においては、数値目標に係る実績のほか、具体的措置ごとの実施状況、よく取り組まれている事項と取組が遅れている事項等について記載がされている。また、各府省の実施状況、目標の達成状況など取組に対する評価及び今後の課題についても、併せて公表されている。
 - ・ 法第6条は、これらに加えて、立法府や司法を含めた各省各庁に、環境配慮等の状況の公表を求めるものであり、各省各庁のウェブサイトにおいて公表がなされている。
 - ・ また、環境省は、各省各庁の公表状況や公表時期について毎年確認するとともに、各省各庁が環境配慮等の状況を公表しているウェブサイトへのリンクを一覧化している。（http://www.env.go.jp/policy/hairyo_law/article6/jokyo18.html）
 - ・ 本条は、翌年度中における公表を義務付けているが、一部の機関においては、公表が次々年度にずれ込んだケースがある（文部科学省、外務省、人事院、公正取引委員会、金融庁、衆議院、参議院）。

○地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

- ・ 環境省の調査によれば、回答のあった地方公共団体のうち、平成 19 年度に環境配慮等の状況を既に公表しているのが 21.9%、今後公表する予定が 3.1%となっている。このほか、検討中が 23.8%となっている。(平成 19 年度 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査)
- ・ 都道府県・政令市においては、9 割近くが公表している一方、市及び 23 区では 34.5%、町村では 3.1%と、規模による差が大きく現れている。

図表 9 地方公共団体における環境配慮等の状況の公表状況

団体の分類	件数	すでに公表している	今後公表する予定である	検討中である	公表する予定はない	わからない	無回答
合計	1275 100.0	279 21.9	40 3.1	303 23.8	325 25.5	324 25.4	4 0.3
都道府県、政令市	60 100.0	53 88.3	2 3.3	1 1.7	1 1.7	3 5.0	-
区市	589 100.0	203 34.5	18 3.1	132 22.4	116 19.7	118 20.0	2 0.3
町村	626 100.0	23 3.7	20 3.2	170 27.2	208 33.2	203 32.4	2 0.3

- ・ 公表手段については、第 7 条において例示されている「ホームページ」が、すべての規模において上位の回答となった。
- ・ 規模別に見ると、都道府県・政令市では「環境白書に含める」が 80.0%、区市・町村では「広報（行政だより）」がそれぞれ 36.2%、60.5%となっており、規模により、より簡易な手段が選ばれている傾向にある。

図表 10 地方公共団体における環境配慮等の状況の公表方法

団体の分類	件数	ト独立した環境レポート	環境白書に含める	等広報（行政だより）	貴団体ホームページ	等パンフレット、冊子	報道発表	その他	公表の手段を検討中	無回答
合計	319 100.0	52 16.3	137 42.9	108 33.9	233 73.0	37 11.6	16 5.0	12 3.8	2 0.6	-
都道府県、政令市	55 100.0	9 16.4	44 80.0	2 3.6	43 78.2	5 9.1	6 10.9	1 1.8	-	-
区市	221 100.0	39 17.6	86 38.9	80 36.2	166 75.1	30 13.6	8 3.6	9 4.1	2 0.9	-
町村	43 100.0	4 9.3	7 16.3	26 60.5	24 55.8	2 4.7	2 4.7	2 4.7	-	-

(3) 今後の取組・施策について

- 環境省は、環境配慮等の状況の公表について、従来、取組結果の概要を A4 で 2 枚程度の簡潔な形でまとめることにより公表を行ってきたところであるが、今年度から、法第 8 条第 1 項に基づく「環境報告書の記載事項等」を踏まえることはもとより、環

環境省の環境報告ガイドラインも参考としつつ、環境省における環境配慮等の状況が読み手によりわかりやすくなるようにするため、従前よりも内容を大幅に充実させ、約50ページの環境報告書として公表している（平成21年1月に公表）。その中では、オフィス活動分野について、インプット（電気使用量、公用車使用燃料、用紙使用量、上水使用量、グリーン購入の状況）、循環的利用・アウトプット（温室効果ガス排出量、廃棄物排出量、中水循環量・総排水量、大気環境への負荷の低減）、社会的取組（職員の環境保全活動への参加）に関して、目標、実績、取組等を記載している。また、農林水産省においても、図や写真も活用した、国民に分かりやすい環境報告書の作成に努めている。

- 政府に関しては、既に、環境白書・循環白書・生物多様性白書、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画に係る公表、グリーン購入法に基づく調達実績の公表等が義務付けられ、実施されているところであり、それらの公表と重複する部分もあるが、各省各庁においても、環境省による環境報告書の公表を参考としつつ、各省各庁の環境配慮等の状況が国民にわかりやすく伝わるよう、努力を行うことが望まれる。
- 地方公共団体による環境配慮等の状況の公表については、特に市町村においてはより一層の取組拡大が望まれる。環境省としても、地方公共団体に対し、環境配慮促進法第7条を踏まえ環境配慮等の状況の公表に取り組むよう、働きかけるべきである。
- また、企業の環境報告書については、近年、ステークホルダーとの対話が重視されている。特に住民に近い市町村などの地方公共団体では、いわゆる環境審議会とは異なり、すべての住民に開かれ、希望すれば誰でも参加できるような形で住民との対話というプロセスを持つことを検討すべきである。

7. 国による環境報告書の利用促進措置

(1) 環境配慮促進法の規定

- 国は、環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置を講ずるものとされている（法第13条第1項）

(2) 施行状況

- 環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行う者に関する情報の提供
 - ・ 環境報告書の収集・整理・閲覧を行う民間団体としては、例えば以下のものがある。
(順不同・下記の数字は平成21年2月13日現在)
 - エコホットライン（各社の環境報告書サイトにリンクを張るとともに、環境報告書の送付サービスを提供。登録団体数544社） <http://www.ecohotline.com/>
 - 社会・環境報告書データベース（各社の環境報告書サイトへリンクを張るとともに、環境報告書の送付サービスを提供。掲載団体数546社）
<http://www.ecorepo.com/>
 - 環境goo「環境報告書」「CSR報告書」リンク集（各社の環境報告書サイトへリンクを張っている。掲載団体数139社）
<http://eco.goo.ne.jp/business/csr/report/>
 - 集まれCSRレポート（各社の環境報告書サイトへリンクを張るとともに、環境報告書の送付サービスを提供。編集部による短評もある。掲載団体数378社）
<http://www.ecology.or.jp/ecorepo/index.html>
 - EICネット（地方公共団体の環境白書のウェブサイトへのリンクを張っている）
<http://www.eic.or.jp/library/navi/inquire/hakusyo/hakusyo.htm>
 - ・ 国としてこれらのサイトに関する情報提供を行っていないため、行う必要がある。
- その他の環境報告書の利用の促進に必要な措置
 - ・ 環境省は、(財)地球・人間環境フォーラムと共同で、平成9年から毎年、優れた環境報告書等や環境活動レポート及びテレビ環境CMを表彰することにより、事業者等の環境コミュニケーションへの取組を促進するとともに、その質の向上を図ることを目的として、「環境コミュニケーション大賞」を実施してきている。また、その表彰式と併せて、「環境コミュニケーションシンポジウム」を開催し、環境コミュニケーションに関する内外の最新情報を伝えるとともに、企業が環境危機にどのように取り組み、その取組を社会全体にどのように伝えていくのかについて議論するとともに、環境報告書の利用促進を図っている。
 - ・ また、環境省は「環境報告書データベース」により、特定事業者の環境報告書について、環境省の環境報告ガイドラインに掲げられている項目に従って情報を検索できるデータベースを提供しているが、環境報告書そのものをデータベース上で見ることができず、リンクも張られていないこと、掲載されているのが特定事業者だけであり広がり欠けていることといった課題がある。

- ・ 経済産業省は企業等の環境報告書のデータベースを提供している。800社以上の企業等の環境報告書のPDFデータが閲覧できるとともに、温室効果ガス排出量やキーワードによる検索ができるようになっている。

(3) 今後の取組・施策について

- 法第13条第1項に基づき、国は、「環境報告書を収集し、整理し、及び閲覧させる業務を行うものに関する情報の提供」を行うことを求められている。このため、環境省は、環境報告書に関するポータルサイトを作成する中で、環境報告書に関する情報提供を行う者について、民間事業者及び経済産業省を含め、情報提供すべきである。
- また、環境省は、環境配慮促進法に基づき作成される特定事業者の環境報告書について、インターネットを通じて国民が閲覧することができるよう、上記ポータルサイトにおいて、一覽的に、特定事業者の環境報告書の電子データの提供又はそれが掲載されているウェブサイトへのリンクサービスを提供すべきである。
- 環境省は、引き続き、環境コミュニケーション大賞、環境コミュニケーションシンポジウムを通じ、環境報告書の利用促進を図るべきである。

8. 事業者による製品等に係る環境情報の提供、国による環境情報利用促進措置

(1) 環境配慮促進法の規定

- 事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとされている（法第12条）。
- 国は、事業者又は国民が投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとされている（法第13条第2項）。

(2) 施行状況

○事業者による製品等に係る環境情報の提供

①製品等が環境負荷低減に資するものである旨の情報提供

- ・ 多くの個別事業者により、自己宣言型の環境ラベルが提供されている。環境省の「環境ラベル等データベース」においては、各事業者により同データベースに登録された各企業の環境ラベルについて情報提供がなされている。
- ・ 業界団体が実施する環境ラベルとしては、「PCグリーンラベル」（(社)電子情報技術産業協会）、「エコガラス」（板硝子協会）等がある。
- ・ 行政機関・公的主体が運営するラベリング制度を通じて環境ラベルを提供するものとして、「エコマーク」（(財)日本環境協会）、「省エネラベリング制度」（経済産業省）等がある。

②製品に係る環境負荷のデータを提供するもの

- ・ 製品に係る環境負荷の定量的データを提供する取組の代表的なものとしては、「エコリーフ」（(社)産業環境管理協会）がある。製品の環境情報について、LCA手法を用いて定量的に表示し、ウェブ上で公開している。
- ・ また、「エコ商品ネット」（グリーン購入ネットワーク）において、ライフサイクル全体を考慮した商品の環境情報データが掲載されている。
- ・ そのほか、「家電製品環境情報」（(社)日本電機工業会）、「車種別環境情報」（(社)日本自動車工業会）等により、特定の業界に係る製品について、環境性能に係るデータが公開されている。

→①②のような事業者の提供する環境情報は、消費者が環境負荷の低い製品を選択する上で役立っていると考えられる一方、事業者の自己宣言であるため、客観性や合理性に欠け、表示の根拠が不明確であいまいなケースが散見されるとともに、シンボルマークの氾濫による混乱が生じたり、製品間の比較が難しくなったりしているといった課題もある。

○国による環境情報利用促進措置

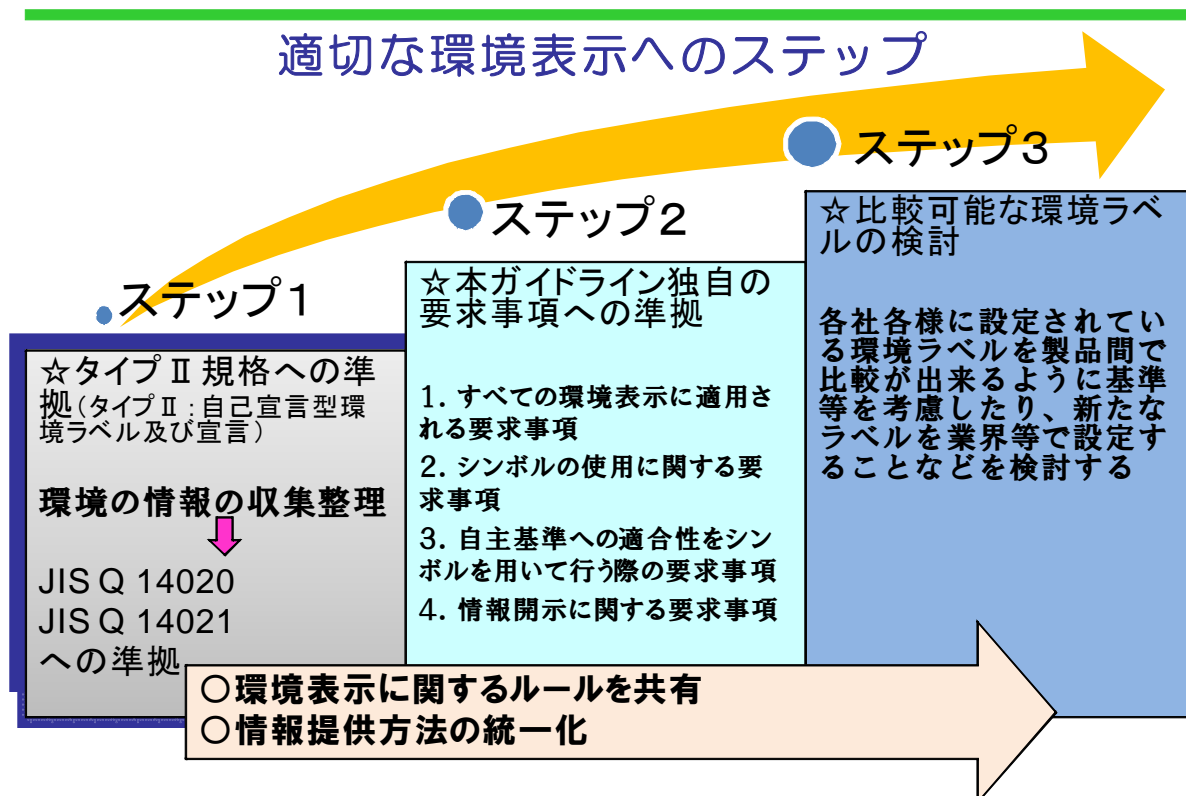
- ・ 環境省は、消費者が環境にやさしい商品を選択するに当たって参考となる情報源

情報を提供するため、「環境ラベル等データベース」を提供している。

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)

- また、環境にやさしい商品選びに資する3つのポイント（地球温暖化、資源消費、化学物質）に関する情報を提供する「商品環境情報提供システム ECOセレ」を運用している(<http://www.lifecycle2.jp/ecosele/index.html>)。
- さらに、家庭での消費電力量の最も多いエアコン、冷蔵庫、照明器具、テレビの4品目について、省エネ製品への買換えによるCO2削減効果やランニングコストの低減効果等を、携帯電話やパソコンを利用するなどして店頭や自宅で簡単に把握できるシステムである、省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」を、本年2月から運用開始している(<http://shinkyusan.com/index.html>)。
- 消費者にわかりやすい適切な環境表示の促進に向け、事業者等が取り組むべき内容をまとめた「環境表示ガイドライン」を平成20年1月に策定・公表した(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/index.html>)。このガイドラインでは、環境表示の多くを占める各企業による自己宣言型の環境表示について、図表11のように取り組むことで、消費者にわかりやすい適切な環境表示へのステップアップを図っていくことを推奨している。
- 経済産業省により、省エネラベリング制度・統一省エネラベルの運営、省エネ性能カタログの提供等が行われている。
- 国土交通省により、自動車の燃費性能の評価及び公表、低排出ガス車認定等が行われている。
- 環境省、経産省及び国交省により、低公害車ガイドブックの作成・提供が行われている。

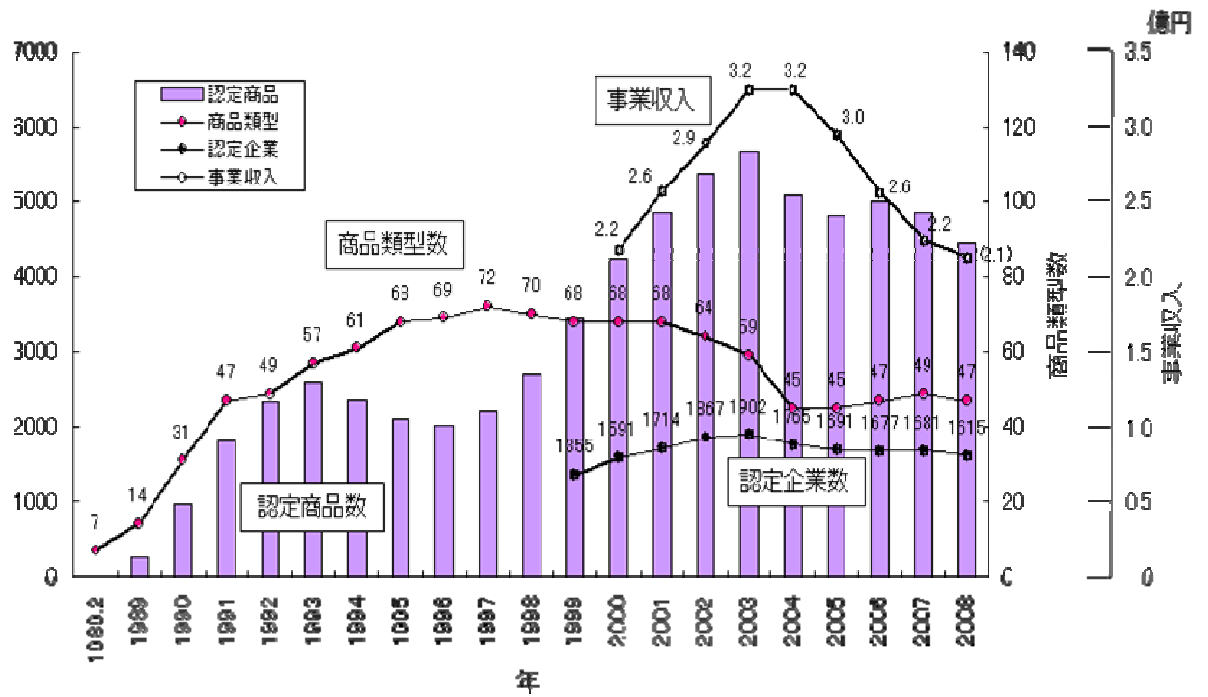
図表11 適切な環境表示へのステップ（環境省「環境表示ガイドライン」p18より）



(3) 今後の取組・施策について

- 事業者による自己宣言型の環境表示については、客観性や合理性に欠け、表示の根拠があいまいなケース、シンボルマークの氾濫による混乱、製品間の比較が難しいといった課題に対応する必要がある。このため、各事業者は、環境省の環境表示ガイドラインに則り、対象製品等の全ライフサイクルに係る環境情報の収集整理と JIS Q 14021 への準拠（ステップ 1）、環境表示ガイドライン独自の要求事項への準拠（ステップ 2）、比較可能な環境ラベルの検討（ステップ 3）という段階により、取組を進めていくことが望まれる。環境省としても、セミナーや説明会の開催等により、環境表示ガイドラインの積極的な普及に努めるべきである。
- また、ISO14024 の「第三者認証による環境ラベル」（タイプ I）を満たすものとしては、我が国においては(財)日本環境協会によるエコマークがあり、2008 年 12 月末時点で、1,615 企業の 4,449 製品が、日本環境協会による認定を受けてエコマークの表示を行っている。エコマークはこれまで 20 年にわたって活用されてきたところであるが、近年、認定品目数が減少傾向にあること、多くの環境ラベルの一つとして埋没傾向にあり、我が国唯一の第三者認定のタイプ I ラベルとしての特長を市場に浸透できていないといった課題がある（図表 12 参照）。エコマークが創設された 20 年前とは社会情勢が大きく変化しており、こうした変化に対応してその特長を發揮すべく、エコマークの在り方の見直しが必要である。
- 我が国においては、環境に配慮した商品・サービスを普及させるため、グリーン購入法に基づく国のグリーン購入の基準、(財)日本環境協会によるエコマーク、民間におけるグリーン購入の取組を促進するために設立されたグリーン購入ネットワークによる購入ガイドラインが定められており、これらは、それぞれ目的、対象品目、基準が異なっている。いわゆる古紙偽装問題など度重なる環境偽装により、環境ラベルに対する信頼性が揺らぐ中、環境ラベルへの信頼性を確保するとともに消費者により一層分かりやすいものとし、消費者に適切な商品等の選択をしてもらうためには、こうした政策手法を有機的に連携させていくことが重要である。今後、こうした方向に向け検討を進めていくことが必要である。例えば、中国等で行われているように、エコマークの認定商品を国のグリーン購入の対象とするといった基準の統一化についても検討すべきである。
- また、環境省においては、平成 21 年度から、予算事業として、グリーン購入法の特定調達品目の一部について、環境表示と実態が適合しているかどうかの抜き取り調査を行い、その結果の情報提供を行う「製品テスト」を実施することとしているが、その結果がエコマーク等の政策手法との有機的連携に資するよう、仕組みの設計について検討すべきである。
- そのほか、国としても、引き続き、消費者、事業者等による環境情報の利用を促進するため、より一層の情報提供の充実に努めるべきである。

図表 12 エコマーク認定商品数等の推移（資料：（財）日本環境協会）



9. 環境に配慮した投資の促進

(1) 環境配慮促進法の規定

- 事業者は、他の事業者に対し、投資その他の行為をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとされている（第4条：事業者の責務）。
- 国民は、投資その他の行為をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うよう努めるものとするとしている（第5条：国民の責務）。

(2) 環境に配慮した投資の促進

①我が国における社会的責任投資の状況⁴

- ・ 環境配慮促進法第4条及び第5条を踏まえ、事業者及び個人が、投資先企業の環境配慮等の状況を勘案して投資を行うことにより、環境配慮に積極的に取り組む企業は、安定的に資金が調達でき、株価も安定するとともに、ブランド力が向上する。このように、金融市場を通じて環境配慮の状況に応じて企業を選別する動きが一般化すれば、市場メカニズムを通じて企業の環境配慮行動を促進する社会的システムが構築され、社会の持続可能性を高めることができる。
- ・ しかしながら、我が国においては、こうした投資における環境配慮は市場のごく一部に止まっている。図表13は、環境面のみならず、従業員や地域社会への配慮などの社会面、コンプライアンスなどのガバナンス面も含めた「社会的責任投資」（SRI）の日米英3か国における残高であるが、米国の約307兆円、英国の約169兆円に比べ、我が国は0.9兆円と小さな額となっている。

図表13 日・米・英の社会的責任投資残高（2007年）

日本	米国	英国
約0.9兆円	約307兆円	約169兆円

（出典：SIF-Japan「日本SRI年報2007」、SIF「2007 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States」、Eurosif「2008 European SRI Study」）

※2007年12月31日の為替レートにより換算。1ドル113.12円、1ポンド221.67円

- ・ こうした大きな差が生じている理由の一つには、ネガティブスクリーニングの有無がある。投資に当たってのスクリーニングとしては、タバコやアルコールといった特定の産業に関係する企業への投資を排除するネガティブスクリーニングと、環境・社会・ガバナンス面において優れている企業を選別するポジティブスクリーニングがあるが、アメリカでは、宗教的な背景もあり、ネガティブスクリーニングを行う機関投資家・ファンドが多い。例えば、アメリカにおいてタバコ関係を排除する機関投資家・ファンドの扱う資産残高は約125兆円に上る。一方、日本のSRIはすべてポジティブスクリーニングである。また、SRIのうち欧米では「スクリーニング運用投資」に次いで規模の大きい「株主行動」⁵（アメリカにおいては、スク

⁴ 参考：社会的責任投資フォーラム（SIF-Japan）「日本SRI年報2007」、藤井良広「金融で解く地球環境」

⁵ 環境、社会、ガバナンスに係る事項について、企業の行動を改善するため、企業との対話、株主総会における提案、議決権行使等により、株主としての立場から企業に働きかけを行うこと。

リーニング運用投資 237 兆円、株主行動 84 兆円（重複 17 兆円）⁶）が、日本においてはほとんどみられないことも理由の一つと考えられる。

- しかしながら、日本の SRI 市場が小さい最大の要因は、機関投資家による投資が少ないことにあると考えられる。日本においては、SRI の中心は公募 SRI 投信であり、これに投資するのは基本的に個人投資家である。一方、アメリカにおいては、2007 年におけるスクリーニング運用投資のうち SRI 投信が占める比率は約 1 割に過ぎず、残りの約 9 割は、公務員の退職年金基金、大学・教会・病院・労働組合の基金、慈善基金といった主として機関投資家の資金を個別に運用する独立勘定である⁷。また、EU においても、SRI の 94% が機関投資家の資金である⁸。
- こうした違いが生ずる背景として、受託者責任に関する整理がある。年金基金を始めとして、機関投資家が資産運用を受託する場合、一般に受託者責任が求められる。受託者責任は、主として、注意義務、忠実義務、分別管理義務からなる。社会的責任投資がこうした受託者責任原則に抵触するかどうかは、欧米でも長く論争になってきた。結果として、1999 年 5 月にアメリカ労働省が ERISA（従業員退職所得保障法）に関して示した、「受託者は専ら加入者の利益のためだけに行動するものであり、加入者の利益を無関係の事項に劣後させてはならない」「SRI のような投資は、経済的価値の点から判断して他の利用可能な投資方法と同等か、又は優れていると認められなければならない」との見解に集約された。これは、SRI を排するものではなく、SRI が他の運用方法と「経済的に競合しうる」ものである限りは、受託者責任に反しないとの解釈である。
- こうした見解は、「ポートフォリオの構築においては、ESG（環境、企業及び企業統治）を考慮するという事は矛盾することではなく、むしろ現在では、ESG を考慮要素の一つとすることは、より最適なポートフォリオの構築に資する」という見解⁹に発展し、後述の 2006 年の国連による責任投資原則（後述）の考え方の土台となっている。これらのいわば「国際的潮流」に対して、日本の年金運用等は、伝統的にパッシブ運用が主流であり、積極的に SRI 運用に踏み出しているのはごく一部である。
- また、イギリスにおいては、2000 年の年金法の改正により、年金基金の運用受託者が投資方針書において開示すべき項目として、投資銘柄の選択、保有、売却において、社会、環境、倫理に関する考慮を行っているか否か、行っているとしたりどの程度かといった項目が追加されたことが、年金基金に係る社会的責任投資を促進させる要因となっている。ドイツ、スウェーデン等においても、同様の年金法の改正が行われている。
- 我が国における年金基金に係る SRI 運用額は、企業年金について 2007 年段階で

⁶ SIF 「2007 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States」

⁷ SIF 「2007 Report on Socially Responsible Investing Trends in the United States」

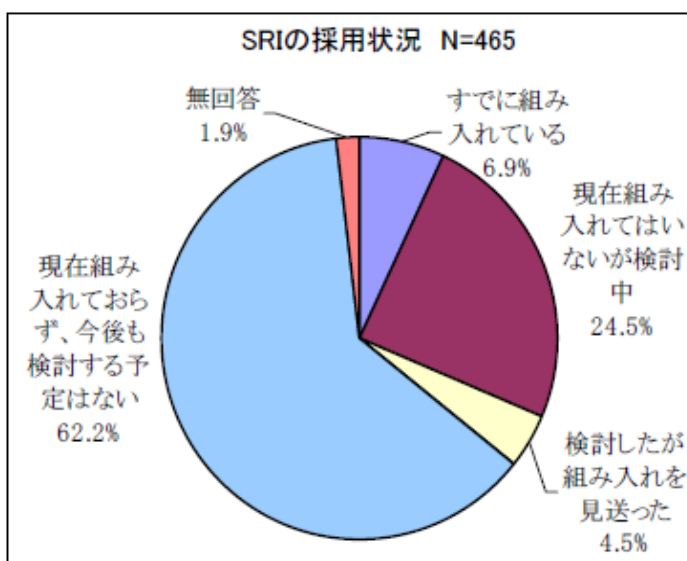
⁸ Eurosif :European SRI Survey, 2008

⁹ UNEP 金融イニシアティブ資産運用ワーキンググループの報告書を作成したフレッシュフィールドズ・ブルックハウス・デリンガー法律事務所による。

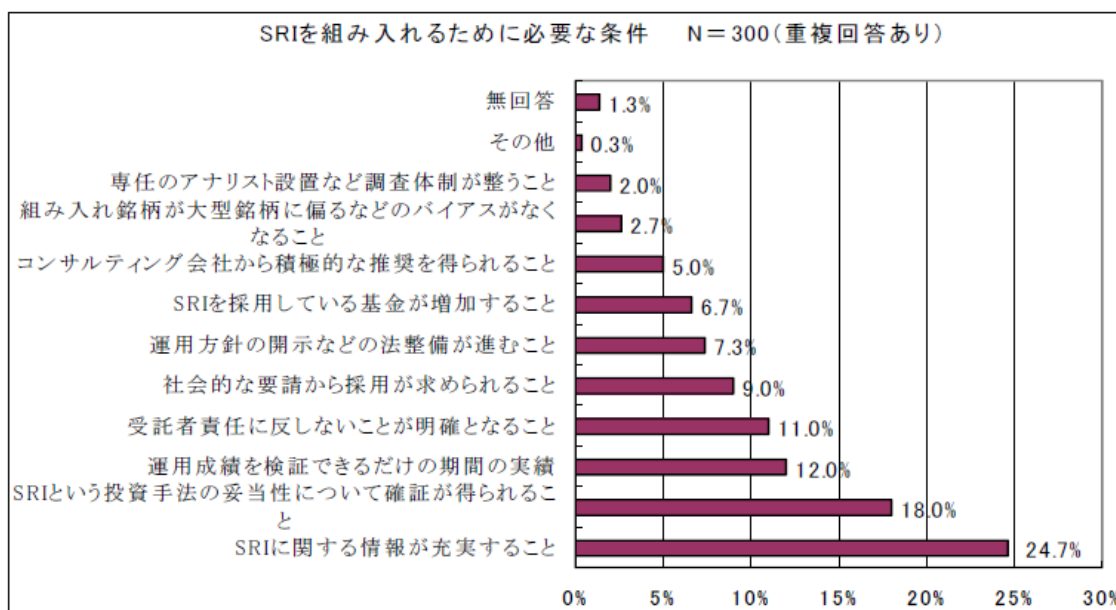
http://www.unepfi.org/regional_activities/asia_pacific/japan/activities/index.html#2

約1,100億円と推計されている¹⁰。(財)年金シニアプラン総合研究機構が年金基金(厚生年金基金、確定給付企業年金基金型、税制適格退職年金、公的年金等)を対象に行ったアンケート¹¹(2008年1月)によれば、SRIを既に組み入れている年金基金は、6.9%に過ぎない(図表14)。ただし、「現在組み入れてはいないが検討中」と回答した年金基金が24.5%あり(図表14)、これらの「検討中」の年金基金がSRIを組み入れるために必要な条件の回答としては、「SRIに関する情報が充実すること」、「SRIという投資手法の妥当性について確証が得られること」、「運用成績を検証できるだけの期間の実績」、「受託者責任に反しないことが明確となること」が多かった(図表15)。

図表14 年金基金によるSRIの採用状況



図表15 「SRIを現在組み入れていないが検討中」と回答した年金基金がSRIを組み入れるために必要な条件



¹⁰ 格付投資情報センター「年金情報」

¹¹ 「SRI及びPRIに関する調査報告書」

- 年金積立金管理運用行政独立法人（以下「年金管理運用法人」という。）は、厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づき厚生労働大臣から寄託された積立金（年金積立金）の管理及び運用を行っており、その運用資産額は約 120 兆円である。厚生年金保険法及び国民年金法により、積立金の運用は、積立金が「被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金保険事業の運営の安定に資することを目的として」行うこととされている。
- 年金管理運用法人の中期計画においては、運用手法について、「年金積立金は巨額であり、市場への影響に配慮する必要があること、長期的には市場は概ね効率的であると考えられること等から、各資産ともパッシブ運用¹²を中心とする。また、アクティブ運用は、運用手法として広く認められていることを前提とし、運用受託機関の選定に際して運用の手法、実績及び体制等を精査し超過収益確保の可能性が高いと判断される場合等に限り行うものとする」とされている。現在のところ、年金管理運用法人の運用に当たっては、投資先企業の環境への取組は考慮されていない。
- 一方、企業年金については、積立金の運用において環境配慮を織り込むかどうかは、各企業年金の判断であり、前述のとおり、一部の企業年金においては、SRI が既に実施されている。また、国家公務員共済組合に係る年金積立金の運用委託機関の一部にも、SRI を実施する機関がある。

②公的年金基金等による環境に配慮した投資の促進について¹³

- 国連環境計画金融イニシアティブの主導により 2006 年に策定された「責任投資原則」(Principles for Responsible Investment)は、機関投資家が受託者責任の範囲内で、環境、社会及び企業統治 (ESG) の問題を投資判断等に組み込むことを宣言するものである。この原則には、現在、世界各国の機関投資家等の 480 機関が署名しているが、その中には、年金基金も多く含まれている。
- これらの年金基金の多くは、加盟者の利益を最大限追求することに加え、国や社会への経済的・社会的貢献もその任務として掲げている。責任投資原則署名の動機として、例えば、オランダの公務員年金 ABP は「基金の規模からその資本市場での影響力と社会への責任も認識している」、ノルウェー政府年金は「健全な経済的リターンは、持続可能な発展と相反しない」、ブラジル銀行の従業員年金である PREVI は「ブラジルにおける最大級の投資家として、PREVI は資本市場における影響力とその責任を認識している。PREVI の主要目的は加盟者に退職後経済的な安定を与えることである。その安定は健全な環境と社会情勢によってもたらされる。PREVI

¹² パッシブ運用とは、特定のインデックスの動きと連動した投資収益を目指す運用方法。これに対し、アクティブ運用とは、個別銘柄の割高、割安等を運用者が判断して売買を行い、定められたベンチマークを上回る投資収益を目指す運用方法。

¹³ 参考文献：河口真理子「SRI 最新動向－欧米の最新動向と日本における課題－」2007 年 7 月 6 日。文中の責任投資署名の動機は、大和総研訳

では、ESGは企業の価値を創造する能力を決定する重要な要素と考えている。また、健全な財務リターンと社会的・環境的責任を結びつけることは可能なだけでなく、すべきことだと考えている」、英国環境庁年金は「環境庁自体の目的と、基金の投資方針を一致させることが重要。投資方針ではファンドマネージャーは環境やその他の社会的リスクで財務的な価値に影響を与える要素を考慮すべきことを明記」等とされている。なお、我が国の年金基金で責任投資原則に署名しているのはキッコーマン企業年金基金とフジ厚生年金基金の2つだけである。

- 2008年6月の自民党地球温暖化対策推進本部中間報告においては、「省エネ、新エネへの投資の促進や、広く様々な環境配慮活動を行う企業の企業価値向上がもたらされるよう、公的年金、厚生年金基金等の年金資金の運用先を見直す」べきことが盛り込まれている。また、2009年1月には、日本労働組合総連合会が、「企業法制および投資ファンド規制に対する連合の考え方」を公表する中で、「公的年金および企業年金の運用主体は、企業の社会的責任を促進（中略）するため、国連「責任投資原則」(PRI)を踏まえ、運用方針に「環境、社会（労働）、コーポレートガバナンス」(ESG)を盛り込む」とし、労働組合としてSRIに取り組んでいくことを表明するなど、我が国においても、年金基金等の社会的責任投資に対する社会的な要請が高まってきている。
- 我が国においても、機関投資家、特に公的年金基金などの規模も大きく資本市場への影響力が大きく、かつ、その公的性格等から社会的責任を強く有する機関投資家は、その影響力と社会的責任を踏まえ、資産運用に当たって、投資先企業の環境配慮等を投資判断に折り込んでいくことが、社会の持続可能性を高めるために、強く求められている。また、国連の責任投資原則への署名も推奨されるべきである。
- 特に、年金管理運用法人については、国民全体の年金資産を預かる者として、その120兆円という巨額な運用資産について、真に国民の利益となるよう、社会の持続可能性を高めることにも留意して運用することが必要である。国民生活の安定確保には、環境の保全が前提となるものであり、年金管理運用法人の資産運用に係る投資判断について、環境配慮等を織り込むことが、強く求められている。少なくとも、既にアクティブ運用を行っている一部の資産についてSRI運用を含めることは、比較的容易に実施可能と考えられる。
- また、国家公務員共済組合及び企業年金基金の一部においては既にSRI運用が行われているところであるが、地方公務員共済組合、私立学校共済組合及び各企業年金基金についても、真に加入者の利益に資するためには、運用リターンのみならず、加入者が将来にわたって安心して暮らせる社会の形成にも留意することが必要であり、その投資判断が及ぼす社会経済的影響力と社会的責任を踏まえ、年金積立金運用に係る投資判断に当たっての環境配慮等の織り込みに努めるべきである。
- また、こうした取組を促進するため、イギリス等と同様に、我が国においても、年金基金等の運用受託者の投資方針の中に、環境や社会に関する考慮を行っているかどうか、記載を求めることについても、検討に値するものと考えられる。

(3) 有価証券報告書を通じた環境情報の開示について

- ・ 有価証券報告書を通じた環境情報、特に地球温暖化関係情報の開示について、近年、様々な提言・検討・取組がなされている。
- ・ 日本公認会計士協会は、平成 21 年 1 月に、「投資家向け制度開示書類における気候変動情報の開示に関する提言」を公表しており、その中で、有価証券報告書において開示されるべき地球温暖化関係の項目として、以下のものが挙げられている。
 - a 気候変動リスク情報
 - ・ 規制等リスク…温室効果ガス排出抑制等を目的とする規制等による影響に係るリスク
 - ・ 物的リスク…地球温暖化・気候変動によってもたらされる物理的影響に係るリスク
 - ・ 市場・評判リスク…地球温暖化に係る消費者ニーズの変化等が、市場における競争上の地位に与える影響
 - b 温室効果ガス排出の状況
 - ・ 温室効果ガス実際排出量、セグメント情報、排出規制値等、排出量実績の分析
 - c 気候変動対策の状況
 - ・ 気候変動対策の方針、気候リスクに対する組織的対応（ガバナンス）、重要な課題への対応、気候変動に関わる投資の状況
- ・ また、国際的にも、カーボンディスクロージャープロジェクトにより、毎年 3000 以上の企業に対し、各企業の地球温暖化に係るリスク、温室効果ガス排出量、温室効果ガス削減目標及び削減計画等に係る質問状を送付し、その結果を公表するという情報開示の取組が行われている。
- ・ さらに、2007 年の世界経済フォーラムを機に、世界の経済・環境団体等により設立された「気候情報開示基準審議会」（CDSB: Climate Disclosure Standard Board）は、財務報告書における気候変動情報開示の国際的なフレームワークを提唱するための検討を進めており、2009 年 1 月にはドラフトを公開した。ドラフトにおいては、開示項目として、気候変動に係るマネジメント戦略、気候変動による規制リスク・物的リスク、温室効果ガス排出量等が挙げられている。
- ・ 国際会計基準審議会（IASB）においても、排出量取引制度における排出枠の会計処理に関する解釈指針策定の検討が進めており、本年後半にも公開草案を公表し、2010 年中の基準公表を目指すなど、温室効果ガス排出に係るコストの開示を求める国際的な潮流がある。
- ・ 平成 20 年 6 月の自民党地球温暖化対策推進本部中間報告においては、「投資家が内在する炭素コストを踏まえて的確な投資判断ができるよう、地球温暖化対策推進法に基づき公表される CO₂ 排出量の算定結果や対策の実施状況について、有価証券報告書上でも公表を義務付ける（＜議員立法＞）」とされている。
- ・ 平成 20 年 9 月の民主党環境ビジョンにおいても、「資本市場における適切な価格形成と資金配分のもとに企業・経済主体の地球温暖化対策を促進し、地球温暖化対策の観点から健全な経済の発展を促すために、有価証券報告書の企業内容等の開示事項に温室効果ガス排出量及び地球温暖化に関わるリスクと対策を追加する政策を

推進していきます」とされている。

- 2009年1月の公明党地球温暖化対策本部の「「グリーン産業革命」への提言」においても、「環境に取り組む企業に出資・融資する環境・エネルギー金融を本格的にスタートさせること」とされている。
- 我が国は、世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減するという長期目標を、国際的に共有することを提案している。その目標の達成には、主要経済国の参加はもちろん、世界のすべての国々が何らかの形で取り組むことが不可欠であるが、我が国としても、先進国として途上国以上の貢献をすべきであり、2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指しているところである。
- こうした温室効果ガス排出量の大幅削減を実現するためには、社会経済システムの大規模な変革が必要となる。経済システムにおいて重要な役割を占める金融についても、低炭素社会に対応したものとなる必要があるとともに、金融サイド（投資家）から投資先企業に対し低炭素化対応を求めることにより、社会経済システムの変革をより効果的に促進することができるものと考えられる。これは、環境投資の拡大を通じて経済活性化を図る「緑の経済と社会の変革」（グリーンニューディール）にもつながるものである。
- より多くの投資家が、投資判断に当たって投資先企業の低炭素化対応を考慮するようになるためには、投資家に対し、投資先企業の地球温暖化関係情報を適切に届けることが重要である。投資家に情報を届けるための手段としては、有価証券報告書、環境報告書、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度等様々なものが考えられるが、このうち、投資家が投資判断目的で最も参照するのは、有価証券報告書であると考えられる。環境優良企業を伸ばしていくという観点からすると、有価証券報告書を通じた情報提供には、財務諸表等と一緒に地球温暖化関係情報を参照できるという利点もある。
- また、今後、我が国の排出量を現状に比して60～80%削減していく上では、国民各界各層と共に、個々の企業においても相当の努力が求められるものと考えられる。各企業の地球温暖化に係るリスクや地球温暖化問題への対応等を理解するための情報は、適切な投資判断を行う上で、今後、ますます重要なものとなるものと考えられ、有価証券報告書を通じたこうした情報の提供が促進されることは、適切な投資判断の確保と低炭素化の促進という双方の観点から必要なことであると考えられる。
- さらに、排出量の多い企業にとっては、社会的に許容される排出水準を上回る排出量を抑制するためのコストを負担しなければならなくなる可能性もある。そうした場合、削減コストは企業価値に直接影響を及ぼす債務となるため、投資家からは、排出量情報とともに、カーボン債務額の開示要求が出ることが予想される。既に、米国では年金基金等で組織するNGO「USCAP」が米国証券取引委員会（SEC）に、主要企業のカーボン債務額の開示のためのガイダンス提示を求めている。グローバル企業を抱える日本も、そうした次のステップの開示要請の動きに対応することが必要となってくる。

- こうしたことを踏まえ、政府としても、有価証券報告書を通じた地球温暖化関係情報の開示について、その具体化に向けた検討を進めていくべきである。

10. 終わりに

- 今回、当小委員会においては、環境配慮促進法の3年間の施行実績を踏まえ、その評価を行うとともに、同法が更に効果を上げるため、関係者に期待される取組や政府の行うべき施策について提言を行った。環境省においては、その具体化に向けた取組を行うよう、強く期待する。
- また、事業者、特定事業者、各省庁、地方公共団体等の関係者も、本提言を踏まえ、真摯に取り組むことを期待する。
- 政府は、本提言を踏まえた制度改正から4年後を目途に、環境配慮促進法の施行状況について、再度評価を行い、必要な見直しについて検討すべきである。
- このほか、当小委員会の議論においては、今後、2050年に向け全世界で温室効果ガス排出を半減し、低炭素社会を実現していくためには、各企業が長期的なビジョンの下、戦略的に取り組んでいく必要があり、そうした各企業による長期ビジョン策定のためのガイドラインが必要であるとの意見もあったところであり、今後とも、こうしたことも含め、より幅広い観点から、事業者の環境配慮活動の促進について検討を進めていくべきである。

(参考1)

中央環境審議会総合政策部会

環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会委員名簿

魚住 隆太 KPMG あずさサステナビリティ株式会社代表取締役
／有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会会長

大塚 直 早稲田大学法務研究科教授

河野 正男 中央大学経済学部教授

五所 亜紀子 富士フイルムホールディングス株式会社 総務部 CSR グループ担当課
長

崎田 裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー

白鳥 和彦 積水化学工業株式会社 CSR 部 CSR 企画グループグループ長

藺田 綾子 株式会社クレアン代表取締役

筑紫 みづえ 株式会社グッドバンカー代表取締役社長

富田 秀実 ソニー株式会社 CSR 部統括部長

永里 善彦 株式会社旭リサーチセンター代表取締役社長

橋村 明彦 株式会社みずほフィナンシャルグループコーポレート・コミュニケーション部 CSR 推進室室長

藤井 良広 上智大学大学院地球環境学研究科教授

水口 剛 日本公認会計士協会経営研究調査会環境会計専門部会長／高崎経済大学
経済学部教授

宮田 勉 日本商工会議所環境小委員会委員

◎山本 良一 東京大学生産技術研究所教授

(敬称略、50 音順)

◎ 委員長

(参考2) 環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会 審議経過

○平成20年11月28日 第1回小委員会

- ・環境に配慮した事業活動の促進に関する小委員会の運営について
- ・環境配慮促進法の施行状況と課題について
- ・小委員会の今後の検討スケジュールについて

○平成21年1月29日 第2回小委員会

1・環境配慮促進法の関係者からのヒアリング

(1) 大企業・特定事業者の環境報告書の作成・公表について

白鳥 和彦氏 委員、積水化学工業株式会社 CSR部 CSR企画グループ長
倉阪 秀史氏 千葉大学法経学部教授

(2) 環境報告書の第三者審査について

魚住 隆太氏 委員、有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会会長

(3) 中小企業の環境報告書作成への支援について（エコアクション21）

森下 研氏 財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター
エコアクション21中央事務局 事務局次長

(4) エコマークについて

山村 尊房氏 財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長

(5) 年金基金による社会的責任投資の推進について

足達 英一郎氏 株式会社日本総合研究所 副所長・主席研究員

2・今後のスケジュール

○平成21年3月3日 第3回小委員会

- ・環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告書案について